



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2004

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

i-mode

www.sakigake.jp

号外

詳しくは「秋田魁新報」本紙、当社ホームページをご覧ください。

松本被告に死刑

「首謀者」と認定 オウム事件 東京地裁

地下鉄、松本両サリンや坂本堤弁護士一家殺害など計二十七人が死亡した十三事件で、殺人罪などに問われたオウム真理教松本智津夫被告の教祖名麻原彰晃に対し、東京地裁は二十七日、求刑通り死刑の判決を

言い渡した。小川正持裁判長は全事件で、実行犯に対する松本被告の犯行指示、実行犯との共謀を認め「首謀者」と認定した。

元住民との民事訴訟をめぐる敵対視していた長野地裁松本支部の裁判官や周辺住民の殺害を決意。「サリンが効くかやってみろ」と元幹部に指示した」と認定。坂本事件については「将来、教団の障害となると考えた坂本弁護士を『ポア』しなければならぬ」と指示した」とし、指示を否定する弁護側主張は「『ポア』は殺害の意味であり、被告の指示を認める元幹部らの証言は信用できる」と退けた。



教団による一連の事件で起訴された百八十九人のうち最後の一番判決で、死刑は十二人目。無差別大量テロ殺人に走った教団の「教祖」の裁判は、一九九六年四月の初公判から約七年十カ月を要した。

判決理由で小川裁判長は、松本事件について「被告は、地

松本智津夫被告 90年1月

判決理由で小川裁判長は、松本事件について「被告は、地

判決公判は午前十時開廷。小川裁判長は判決理由から朗読し、最後に主文を宣告した。